

事業費補助金調査票(表)

補助金名	保育士宿舎借上げ支援事業費補助金(私立保育園等運営費支援事業)
------	---------------------------------

担当課	健康こども部 保育課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	03	02	04	15 - 01
事業名	私立保育園運営費支援事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	国補				
補助の種類	事業				

R5実施計画額	8,262	千円
R4 予算額	11,556	千円
R3 決算額	8,029	千円
R2 決算額	6,790	千円
R1 決算額	5,534	千円
H30 決算額	2,713	千円
H29 決算額	1,656	千円

事業の趣旨・目的	待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を補助することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。			補助対象者	【補助対象者】 保育所 認定こども園								
	開始年度	平成 29 年度			【補助対象経費】 保育士宿舎借上げ事業の実施に係る経費(賃借料、共益費、管理費)								
根拠法令等	(市) 成田市特定教育・保育施設運営費等補助金 交付規則			経費	【補助率】 以下の①②を比較していずれか低い方の額の3/4 ①補助対象経費から保育士の負担額を除いた額 ②保育士1人当たり月額56,000円								
	(国) 保育対策総合支援事業補助金交付要綱				【国県等の補助率】 国: 補助対象経費の1/2								
留意事項				補助率	【近隣自治体の補助率】 国の補助要綱に基づき実施する事業であるため各市町が同一基準で実施								
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	成果指標: 対象人数								
		金額	件数		割合	(単位:人)							
	全体事業費	11,544	/		/								
	うち市補助金	2,676	9		23.2%								
	うち国補助	5,353	/		46.4%								
	うち県補助	0	/		0.0%								
自己負担	3,515	/	30.4%										
					<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">23</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> </table>	年度	数値	令和3年度	23	令和2年度	14	令和元年度	11
年度	数値												
令和3年度	23												
令和2年度	14												
令和元年度	11												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標である、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	保育士の継続した就業を支援することにより、保育士確保へ繋がり、職場環境の改善と安心安全な保育の提供が可能となり、市民ニーズに合致する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	対象人数 R1年度:11人 R2年度:14人 R3年度:23人
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	保育士不足が深刻な問題の中、本事業により成田市内の保育所で勤務することを決める保育士もおり、今後も継続していく必要があると考える。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	全国的に保育士不足が深刻化する中で、本補助金により就職を決める保育士も見受けられ、先の問題に対して有効であると考えられる。待機児童の解消には、保育の受け皿の拡大と保育士の確保が必要不可欠であることから、今後も補助を継続して実施する。		